

令和2年 教育委員会第2回定例会 会議録

日時 令和2年2月12日（火） 午後3時00分～午後4時47分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 議案第2号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

第 2 協議

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 令和2年度 当初予算案の概況

【子ども支援課】

- (1) 令和2年度4月 保育園等入園審査状況（一次審査終了時点）

【学務課】

- (1) 中国から帰国した児童生徒等への対応について
(2) 令和元年度 インフルエンザによる学級閉鎖の状況（1月31日現在）

【指導課】

- (1) 中学校東京駅伝大会の競技結果

【九段中等教育学校経営企画室】

- (1) 令和2年度 九段中等教育学校適正検査受検結果

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
(2) 広報千代田（2月20日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長 開会に先立ちまして、本日、傍聴の方からの申請が、傍聴申請がございましたので、許可をいたしたいと思っておりますので、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和2年教育委員会第2回の定例会を開会いたします。

本日、教育委員の出席は全員でございます。

今回の署名委員は長崎委員にお願いをいたします。

◎日程第1 議案

指導課

(1) 議案第2号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

坂田教育長 それでは、議事日程のほうに早速入りたいと思っております。本日は最初に条例議案でございます。議案第2号になります。幼稚園教育職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例の一部改正でございます。ここでお諮りをし、承認を得たものが定例会に提案をする予定ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、指導課より説明をお願いします。

指導課長

指導課長。

それでは、議案第2号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。ステープラーどめの資料のほうをご覧ください。

改正の趣旨でございます。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和元年12月に公布され、文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定することが規定されました。今般、当該指針が示されたことを受けまして、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他幼稚園教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会の規則で定めるところにより行う旨、定めます。

2枚目のほう、新旧対照表をご覧ください。こちらにつきましては、新規という形になりますので、そちらに示してあるとおりの形になるものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日ということになります。

参考といたしまして、ステープラーどめ3枚目、文部科学省のほうの指針、こちらを載せさせていただきました。こちらのほうには、先ほど述べました趣旨、そして対象の範囲、業務を行う上の上限、上限時間等について示されております。また、3枚目の裏面のほうをご覧ください。サービスを監督する教育委員会が講ずべき措置、その際の留意事項について、書いて示してあるところでございます。

その次、参考の1につきましては、ここに至るまでの学校における働き方改革につきまして、国の動向についてまとめたものを示させていただきました。表裏という形になります。

また、参考の2としまして、5枚目ですね、給特法の改正につきましての概要につきまして示させていただいております。今般この条例につきましては、区の教育職員ということでの幼稚園教諭に対する条例を改正するという形での提案となります。

では、ご審議のほう、よろしく願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

勤務時間等につきましては国が指針を定めることになっていて、その指針が出てきたということですね。それに基づいて、指針というのは告示ですけど、指導要領に匹敵する効力ということですね。そして、それに基づいて学校、小学校、中学校の教員については東京都のほうで条例をつくる。幼稚園

については、ここもそうですね、区のほうで条例をつくるということでございます。中身については規則で委任しているという、そういう中身ですね。その内容については規則で定めますよと言っているのです。条例はそこまでの改正です。規則には、国で示した指針の内容がそのまま載ってくるのだろうというふうに思います。そんな流れというか、形式的にはそういう形になっているということでございます。

何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

金丸委員。

金丸委員　これ、改正内容のところの下から3行目から、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項」について、その指針というのがこれにつけてある文科の指針概要というものだというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

坂田教育長　指導課長。

指導課長　はい。ご質問ありがとうございます。そのとおりでございます。

金丸委員　もう1点、その後、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行う旨定めると書いてあるのですけれども、人事委員会の承認というのは、どういうことで承認が得られないことがあるということを前提にしているのかということ、これは教育委員会規則を定めるについて承認が必要という意味なのか、その2つについて教えてください。

指導課長　今ご指摘いただきました「人事委員会の承認を得て、」という部分ですが、手順としては、人事委員会が示す準則に基づいて規則案を作成し、その承認を経た上で、区の教育委員会規則を定めていくという流れになるということでございます。

金丸委員　もう1点。そうやって人事委員会の承認を得て教育委員会規則をつくるということなのだろうと思うのですけれども、そのときに、この指針の裏面、指針（概要）の裏面の、「教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置」の中の（2）なのですけれども、非常に漠然と、「計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理、保存を適切に行う」ということで、一見明確に書いてあるようだけれども、適切という形で、一体どういうふうにするかということを書いていないのですけれども、これは千代田区では例えば何年間保存とか、そういう形で規則上明記するという趣旨になるのでしょうか。

坂田教育長　指導課長。

指導課長　ただいまご指摘いただいた記録の保存の期間につきましては、まだ検討しているところでございますが、現在、学校においても教育委員会においても教員個々の勤務時間等は把握できる状態にありますので、それは双方で責任を持って管理をしているという形になっています。

金丸委員　質問の内容は、もちろんそうやって管理していると思うのですよね。管理をしているそのデータを、これはきちんと保存しなければいけないと書いてあるわけです。では、どのくらい保存しなければいけないかということ、適切

なという、ここではそこはぼかしている。これは、これからの検討の中で、具体的に年限等が特定されるというふうに理解していいのでしょうかというのが質問なのですが。

坂田教育長
指導課長

指導課長。

はい。「適切に」というような文言のその具体性につきましては、委員ご指摘のとおり、まだ不明瞭なところでございますので、東京都や他区との情勢等、いろいろ情報を収集しながら定めていくべきものと考えております。

つきましては、恐らく保存ということに関しましては、永久保存ということではないという観点から、通常の文書におけるような保存期間と同様になるものと推察しているところでございます。

坂田教育長

はい。今後、具体的に期間を決めていくということでございます。

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、本件については、議案でございますので、採決をしたいと思います。

本案の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございました。賛成全員でございますので、本案は予定どおり条例として区長部局に提案するということとなります。

なお、これは条例案でございますので、区長に提案をし、また改めて意見聴取がございます。あちらで案文を作成しますので。その際、ただいまの決定に齟齬がなければ承認するというところで返事をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

坂田教育長

はい。それでは、そのように扱わせていただきます。

◎日程第2 協議

指導課

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

坂田教育長

それでは、日程の第2に参ります。協議事項でございます。まずは幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正でございます。そして、あわせて(2)のほうも説明をいただきます。幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正ということでございます。ご説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長

それでは、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正が(1)、そして(2)幼稚園教育職員の勤勉手当に関する条例の一部を改正する規則の改正につきましてご説明をいたします。まず(1)のほうからです。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてでございますが、1、改正の趣旨につきまして、給与の支給日についてご説明をいたします。

令和2年4月1日より導入が予定されている会計年度任用職員につきましては様々な勤務体系が予定をされております。その結果、給与支給事務が煩雑になり、給与支給は滞ることの無いようにする必要があります。また、他の公務員との均衡について考えますと、国や東京都、その他地方公共団体におきましては、ほとんどの団体が当月末日を締め日として当月中の中間払いをしておりますが、給料日自体は多岐にわたっているというのが現状でございます。このことから、当月末日締め、当月中間払いをする限りにおいては、ほかの団体等との均衡を失うということではないということで、以上のことから支給日の見直しのほうを行います。

参考としてなのですが、国のほうでは、少なくとも月の約半分を勤務してから支給するということから、全ての省庁において支給日を15日より前とすることは基本的には認められていないという形になっております。

改正概要につきましては、第4条第1項のところをご覧ください。これにつきましては、参考のほうの資料3枚目のほうにもつけさせていただいてるところでございます。

続きまして、(2)でございます。臨時的任用教員の病気休暇取得時の給与減額についてでございます。こちらにつきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正の趣旨を踏まえまして、臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときに、給与を減額する旨の本項の規定を削除するというところでございます。この件につきましてはの改正概要については、今申し述べたとおりでございます。

新旧対照表につきましては、1枚めくっていただいた2枚目のほうをご覧ください。

こちらのほう、施行期日は令和2年4月1日ということになっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。幼稚園の先生の給与に関する条例の取り扱いと施行規則です。

ただいまの説明で疑問に思ったところ、そしてご意見がございましたら、お願いをいたします。

指導課長

よろしいですか。では、引き続き勤勉手当の規則の説明をお願いします。

引き続きまして、(2)の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、規則をまた一部改正するものでございます。給与条例につきましては、令和元年第4回区議会定例会において、令和元年特別区人事委員会勧告に基づく公民較差解消を図るための給与表及び勤勉手当の改定を行ったところでございます。

資料のほうをご覧ください。改正の趣旨でございますが、今申し上げたとおり、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に合わせて、勤勉手当の支給月数の改正を行うものでございます。

改正概要でございます。こちらは第4回区議会定例会で可決されました条例の規定どおりということになっております。改正条例第1条で引き上げた勤勉手当の支給月数、12月期が0.15増えたわけなのですが、そちらのほう、現行では6月と12月で差が出ている形になるのですが、これを6月期と12月期に等分に割り振るという形になっておりますので、改正後は6月期と12月期が揃っているという状態に調整をしたということでございます。

3番、施行期日は令和2年4月1日でございます。

よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

幼稚園教育職員の勤勉手当、いわゆる夏と冬のボーナスということですね。その支給割合をならしたということです。これについては、中身については、もはや条例で決定をしておるところですので、その内容を規則に定めたということでございます。

ご質問をどうぞ。金丸委員。

金丸委員

私の読み方が足りないのかもしれないのですが、今回のこの改正を読むと、確かに12月期に関しては1.10が1.025に変わると、こう読めるのですけれども、6月期がそういうふうになるときは読めないのですけれども。要するに均等にとというのがあれば、そこの条文を取らせていただいたほうがいいのかという気がするのです。要するに、このまま読むと、まさに、それが12月期かどうかよくわからないままに、そのもととも1.1という割合に対して1.025に変えるという条文の変更にはしか見えないように思うのですが。

坂田教育長

指導課長。

指導課長

現行のものについては6月が0.95と1.10になっています。これは、前回、これが0.15引き上げになった時期が6月より後だったということで、12月期に一遍に0.15ふえているということですね。ですので、本当は6月も12月も0.95だったということになりますが、それを、年度を一遍に調整したということで、12月期が0.95から1.10に増えているという状態になります。それを年として6月と12月で2つに分けるとなると、6月が0.075増える、そして12月が0.075減るという形で調整すると、どちらも、合計すると、現行の6月期と12月を合計すると2.05。改正後も6月期と12月期を合計すると2.05と、同様になるということで、12月期が減ったけれども、その分6月期は増えているということです。

坂田教育長

どうぞ。

金丸委員

よろしいですか。私も中身はそうだという理解をしていて、そのこと自身について何の異存もないのですが、この条文の改正の内容だけを見るとね、どの部分を言っているかよくわからないけれども、ともあれ数字で合

うのは12月期であって、6月期が合うわけではないわけですよね。そうすると、条文で書くとすると、両方とも書いておかないと、まずくないかなというのが質問のポイントなのです。もしくは6月期、12月期について、それぞれこうするというような規則にする必要があるのではないだろうかという疑問です。

坂田教育長
指導課長

指導課長。

すみません。今、金丸委員のご指摘だと、丁寧に、より丁寧に説明するのであれば、6月はこうなります、12月はこうなります、という言い方になるのかなと思うのですが、今回ご提示しましたものは、まとめたその固まりを示させていただいて、支給方法として6月、12月で均等に分けますよといった意味でのご提示をさせていただくという方向になっています。

金丸委員

それはそれで全然異存ないのですが、そうだとすると、今までが6月と12月違いますから、それを均等にというのは、均等にという情報がどこかに入るのはないかと。勤勉手当については6月期、12月期を均等に支払うというような条文が入っていないと、変更にならなくなってしまうのではないかと趣旨です。

教育担当部長

ただいま金丸委員からご指摘がございましたが、今回、この新旧対照表ではなくて、1枚目のこの一部改正についてというところで規定されておりますこの「現行」「改正後」というのは、これは、現行についてはこの現行の規定という意味ではなくて、現実に本年度適用された金額がこの支給割合のものであったということがございます。12月期、今年度の現在の規定上も6月については、こちらの新旧対照表にありますように100分の110ということで、1.10が本来適用されるようになっているわけなのですが、実際のところは、6月期のときにはその前の規定が適用されていた関係で、0.95ということになっております。そのため、来年度につきましては、こちらの「新」にありますように100分の102.5ずつという形で、均等に、規定上6月期、12月期も同じというのは、これは現状でもそのようになっているということがございますので、ご理解いただきたいと思っております。

坂田教育長

はい。よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 令和2年度 当初予算案の概況

子ども支援課

(1) 令和2年度4月 保育園等入園審査状況(一次審査終了時点)

学務課

(1) 中国から帰国した児童生徒等への対応について

(2) 令和元年度インフルエンザによる学級閉鎖の状況(1月31日現在)

指導課

(1) 中学校東京駅伝大会の競技結果

九段中等教育学校経営企画室

(1) 令和2年度九段中等教育学校適正検査受検結果

坂田教育長

次に、日程の第3、報告事項に参ります。

まず最初は令和2年度の予算案の概況ということでございます。よろしく
お願いいたします。

総務課長。

子ども総務課長

はい。それでは、令和2年度当初予算案の概況につきまして、ご説明をさ
せていただきます。ちょっと分厚い資料でございますけれど、手短に進めさ
せていただきたいと思ひます。

まず、めくっていただきまして、予算の特徴でございます。こちらは、
「安全を確保し、安心を支える予算」ということで、さまざまな状況に対応
していくということで、中段下のほうでございますけれども、このような本
区を取り巻く状況を踏まえつつ、令和2年度の予算は、これまでの財政基盤
をしっかりと確立・堅持しながら、「ちよだみらいプロジェクトー千代田区
第3次基本計画2015ー」が掲げる、豊かな地域社会の実現をめざすことを基
本的な考え方として予算を編成しています。で、安全を確保し、安心を支え
ることに重点を置き、風水害対策や子育て支援、教育環境に関わる施策、高
齢者や障害者などの福祉施策や受動喫煙防止等の保健施策など、区民生活に
密接にかかわる事業に加え、オリンピック・パラリンピック競技大会開催に
向けての必要な予算も計上しているということで、これ以外にも都市基盤整
備ということで、まちづくりについても全体的に進める予算になっていま
す。

2ページ目をご覧ください。各会計予算の規模です。一般会計は当初予算
の規模としては過去最大ということで、646億2,600万という形の計上になっ
ています。

それから、めくっていただきまして、一般会計(歳入予算)です。こちら
は、歳入の構造ということで、特別区民税がかなりの割合を占めているとい
うことでございますけれども、3ページの上から5番目です。国庫支出金は
私立保育園保育実施運営費1億2,100万の増ということで、これは年度途中
に開設しました保育園と、それから今年の4月1日から開園する3園の増分
の運営費が国庫支出金として入ってきます。それから、その下の都支出金で
ございますけれども、保育所等賃借料補助事業補助金ということで、東京都
のほうから保育所等の賃借料についての補助が2億4,100万円増で入って
くるという形で、歳入に関しても国と東京都で子育て支援をしてもらっている
ということで、これに区がまた上乗せをして支出をしているという、そ
ういう形になっております。

それから、めくっていただきまして、歳出予算全体でございます。6ページをご覧ください。金額、目的別の一覧表のところ、子ども費ですけれども、構成比としては、大体、区の予算の4分の1は子ども費になっているということでございます。

それで、個別の施策を概括的に見ていきたいと思えます。9ページをご覧ください。子どもに関する取組みということで、予算総額が163億9,700万になっています。この上のほうの四角の後の「保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます」という、こちらの部分は、みらいプロジェクトの施策の目標を担っておりまして、施策の目標ごとに事業を集めて、見やすくつくっています。

こちらの施策の目標に関しては、待機児童ゼロということで、私立保育園の整備補助、それから学童クラブの整備補助ということで予算を計上しています。

それで、10ページのところに私立保育所等整備補助に関しては、金額が減っているというところがございますけれども、これ、3カ所分の定員増ということで、予算は計上しているのですけれども、これは前年度は募集の前に予算計上していて、今度の予算に関しては、1回募集をかけて、保育所の規模がはっきりわかる形で予算計上していますので、そういう意味で、余分が出ないような形で予算計上をしているということで、見た目の金額が減っていますけれども、効果的には同じでございます。

それから、四角の二つ目の民間事業者支援（保育園）ということで、私立保育所等の運営補助ですけれども、こちらのほうで6億9,672万4,000円増になっていますけれども、ここの主なものとしては、副食費の加算と、それから障害児対応の加算ということで、二つの加算が主なものを占めています。それから地域型保育事業運営補助については、加算補助を実績による減ということで見直しをした関係で減っていますけれども、予算上は十分な補助ができる予算になっています。

それから、民間事業者支援ということで学童クラブのところがございますけれども、この拡充とついているところで、今年度については夏休みの放課後子ども教室を拡充していくということで、麴町小でもできるように、夏休みにお子さんたちが学校に来て時間を過ごすことができるような予算を計上しているという形になっています。

それから、児童施設の整備、四番町公共施設整備のところ、金額が大きく減っていますけれども、こちらに関しては、実施設計をした結果、元年度は子ども費に全部工事費が乗っていたのですけれども、それを案分して、大体3分の1ぐらい、30%ぐらいが子ども費なので、それを計上したということで、見た目が減っているということですが、工事費の総額は、もうちょっと大きな金額に、全体としてはなっているということでございますので、金額に関しては問題がないということでございます。

それから、病児保育室の事業とICT化の推進を新規で行うということで

す。

めくっていただきまして、こちらのほうは、児童手当とか医療費に関しては、子どもたちが増えるということなので、規模の増です。それから、一番下のところですけども、障害児福祉計画については来年度策定する予定になっています。

12ページでございます。心の教育の推進というところ、それから個に応じた指導の充実というところは、対象者あるいは児童生徒数が増えているということ増になっています。

子どもの権利擁護に関する調査検討ということですけども、12ページの上の黒丸ですけども、児童虐待・いじめ・不登校などが増加傾向にあるということで、子どもを一人の人間として権利を有する主体として捉える理念が広く示されるようになってきているということで、子どもたちや保護者、学校関係者など、子どもたちと関わる方々の様々な、子どもと大人の関わりについて意見や考え方をアンケート調査などにより聞き取り、今後、子どもの権利擁護をどのように進めていくのかという検討を行うための経費300万を計上しているということです。

それから、めくっていただきまして、13ページです。「グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、」というところですけども、特色ある教育活動については、会計年度任用職員の制度が始まるということで、金額が増額になっていますということです。それから、ICT教育の推進については九段中等教育学校のリプレースが完了して、臨時的な経費が落ちているということで、全体としては十分な経費が計上されています。それから、国際教育の推進については、クラス増、生徒数増による300万余の増という形になっています。

それから、14ページですけども、こちらのほうはほぼ同額ということで、子どもの遊び場確保の取り組みについては、富士見のこどもひろばの賃借料、土地の賃借料の見直しがあるということで、金額が増えているということで、衆議院のほうからお借りしている土地なので、あちらのほうの計算式にのっとって計上しているという形になっています。

それからめくっていただきまして、15ページ、16ページです。15ページに関しては、全体経費ということで、令和2年度の予算額は、子ども一人あたりに直すと108万7,000円という大きな金額になります。23区と比較すると、千代田区はずば抜けて多い金額になっています。

それから16ページのほうは、保育園、学童クラブの定員数と待機児童の推移ということで、2年度は待機児童ゼロを目指して進めていくという予算になっております。

それから最後に46ページをご覧くださいと思います。これはもう参考ということで、各事業の見直しということで、2年度以降、3年度、4年度見込み額ということで、予算の見込み額をお示しするものになっています。

一番上だけちょっとご説明させていただきますと、私立保育所等整備補助

ということで、令和3年度に3園、4年度に2園の開設を見込んでいるということで、引き続き子どもたちが増えていくということで、保育園の対応をしていくということで、学童クラブに関しては、ちょっとまだ3年度、4年度の見込みは立っておりませんが、こちらでも需要増に応じて、必要な数の学童クラブを確保していくというふうなことでございます。それ以外に関しては、本当に子どもたちが増えていくということで、人口増による経費の増加ということで、裏面、47ページもそういった形でございます。

あと学校整備に関しては、後ほどご確認いただければと思います。お茶の水小学校は工事スケジュールに基づいて工事が進んでいくということで、経費が3年度、4年度と増えていくという形になっています。

長くなりましたが、説明は以上です。

坂田教育長

はい。令和2年度の当初予算、これから議会が始まって議論を進めるのですが、子育てに関して言うと、とにかく、まずは0から6歳までの就学の前の子が、ここ20年弱で大体2.5倍に増加している。19年前が1,750人だったのが、今は4,500人ぐらいになっているというような状況の中で、どんどん膨らんできているということです。あわせて就学児も増えてくるということ。それぞれの施設整備、建てかえとかというと、もうこれは莫大な金額になってきます。ソフト部分のそのサービス機能はもちろん充実はしてきているのですが、設備費、整備費ですね。建物に関して大きくお金は変動するということになります。

子ども1人当たりの23区比較、15ページにもありますけれども、ある意味、千代田区は他区に比して、1人当たりにかかる経費は相当入れていますよということになっています。純教育費というか育成費でこれだけということでございます。

そういうことで、今回、予算全体も過去最高の予算という規模でございますが、それは人口増が相当の勢いで減っていますので、それに倣ってサービス機能も拡充してきているということでございます。

何かご質問、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

金丸委員

12ページに「子どもの権利擁護に関する調査検討」とありますよね。これは、調査の対象を誰にするかとか、どういう形でやるかによって、内容が大分変わってしまうだろうと。特に教育委員会として考えた場合には、今の学校の保護者のあり方との関係でも、よほどうまいアンケートのとり方を検討しないと、本来あるべき姿でないところに行ってしまう気がします。その辺のご検討を十分におやりいただくようお願いいたします。

坂田教育長

はい。

何か。総務課長。

子ども総務課長

はい。ご指摘のとおりで、こちらのほうで調査するのは、子どもたち、それから保護者の方へのアンケートということで、あと区のほうの一般的な世論調査でも、場合によると、子どもの権利条約を知っていると知らないとか、そういうところは、一般的な話としては調査をかけておいたほうが良い

かと思っておりますけれども、こちらのほうは、本当に権利擁護を考えなければいけない対象としてのお子さんと保護者の方ということで、委員ご指摘のとおりで、かなり慎重に、丁寧にアンケートをつくっていかないといけないということで進めてまいりたいと思っております。よろしく願います。

坂田 教育長

はい。進め方については、これから教育委員会でも議論しながら、最終的にはその権利条例という形に結実をするということになりますので、そこに至る道筋、どういったことを積み上げていくべきかということは、ここでお諮りをしながら進めていきたいというふうに思います。よろしく願います。

ほかにご意見、ご質問等がございましたら、願います。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田 教育長

はい。それでは、こういった予算で、この定例会に臨んでまいります。よろしく願います。

続きまして、令和2年度4月ですか、保育園等入園審査状況につきまして、子ども支援課長より報告をお願いします。

新井課長。

子ども支援課長

はい。教育委員会資料に基づきまして、令和2年4月保育園等入園審査状況（一次審査終了時点）につきましてご説明させていただきます。

昨年12月2日から28日までに受け付けいたしました、令和2年4月保育園等入園申請に基づきまして入園審査を実施し、2月7日に通知のほうを発送させていただきました。その審査結果をきょう見ていただけたらと思っております。なお、今現在、二次の締め切りが14日で申請を受け付けている最中でございます。

それでは、その下の表をご覧ください。実希望者数、これは令和2年4月、平成31年4月、平成30年4月、3年間出させていただきました。一番右の「計」を見てください。令和2年4月は617名のご希望の方がいらっしゃいました。平成31年4月は686名であり、減っております。これにつきましては、課のほうでも検討、いろいろ考察してみました。31年に認可園が2園、また令和元年10月にも1園開設しております。また事業所内も2園開設したりということで、保育の需要はある程度満たされたのではないかという推測、また、これによりまして定員が大幅に増えましたので、人口に対する保育園の入園率というのも高くなっております。子どもが減ったかというところではなくて、先ほども教育長がおっしゃいましたが、少しずつ増えている年と大幅に増えている年と、31年から令和2年に関しましては100名程度の増となっております。ということをお考えまして、推測された結果です。

この2つ目の保育施設の募集合計人数、これは施設にこれだけまだ入れま

す、空きがありますというところで、0歳はほとんどの園で新規入園ができ

ます。また、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳になりますと、持ち上がりの方がいらっしゃるので、保育施設の募集合計人数としては617名となりました。

この一番下は内定人数です。この内定人数につきましては、合計数が499名となっております。

ご説明のほうは以上です。

坂田教育長 はい。ということでございますが、疑問点あるいは確認しておきたい点がございましたら、ご意見を、どうぞよろしく願いいたします。

では、俣野委員。

俣野委員 この施設合計が617ということで、今499ですけれども、あとこれ、二次受け付けが2月14日ですか。それまでに大体この617に行きそうな感じというのはあるものなのですか。

坂田教育長 担当課長。

子ども支援課長 これは、例えば特定園、1園、2園しかご希望されていなかったりしますと、やはり入れない方というのがいらっしゃいます。二次で全園希望するという方はどこかへ入れたりとか、または、やはり決まっていたけれどもそこではなくてやはり違うところに行きたいという方もいらっしゃいます。それと、0歳と1歳ぐらいですと、もう1年か2年育休がとれる、会社とお話ししたらとれるので、やはりお家で見ます、と。いろいろな場合が出てきますので、上限には達しないと思います。

俣野委員 はい。ありがとうございます。

坂田教育長 よろしいですか。はい。ありがとうございます。

金丸委員。

金丸委員 読み方がもう一つよくわかっていないのですけれども、これを素直に見ると、令和2年4月の希望者数と施設の合計募集人員を見ると、1歳から3歳が足りないように見えるのですよね。それで、0歳は大丈夫だと。それから4歳、5歳も大丈夫だというふうに見えるのですけれども、実態的には、例えば3歳の足りない部分というのを、幼稚園に入っていくから大丈夫だというような、そんな見方をしているのでしょうか。それとも、この1歳、2歳、3歳で待機児童が出てしまうという危険性は相当程度あるというふうに考えるのでしょうか。

子ども支援課長 まず、3歳に関しましては、この119名、実希望者の中に、20名ぐらい、現在通っているのだけれども、ほかに移りたいという、今通っているところがあるのだけれどもほかに移りたいという方がいらっしゃいます。それと、この保育施設の募集合計人数60なのですからけれども、これ、11月末時点で園のほうに聞き取りしていますので、12月になったらやめたいとか、それこそ今おっしゃいました幼稚園にやはり行きますとかインターナショナルに行きますとかというふうな方で、6名、もうやめたいという方が出っていたので、既に12月の時点では66名、空きがありました。一次の時点で急にやめられたりという方があったので、3歳はもう本当に足りないようにこの中では見える

のですけれども、ほぼ3歳で入れない方はいらっしゃいませんので、その辺は大丈夫です。ただ、1歳と2歳に関しましては、二次の結果でいろいろまた変わってくると思うのですけれども、厚生労働省で言うところの待機児はほぼ出ないのではないかなと推測されます。

金丸委員
坂田教育長

ありがとうございます。
はい。ということでございます。
ほかにもございますでしょうか。

俣野委員

俣野委員。
例えば、最終的に2月28日に全部決まったと。それで、まだ余裕があるという場合は、これは、うちの場合は公立だから、区外からの人というのを受け入れることはないわけですか。

坂田教育長
子育て推進課長

今、千代田区でこそ、待機児童がゼロになっているけれども、周りは結構ありますよね。そういうのを見させてもらおうと、そういう、もし仮に希望があった場合というのは、それはルール的には対応できないのかしら。
中根課長。
子育て推進課長です。ルール的には、就労の近くでお子さんを預けるとい
う、受け入れるほうに、今回の場合は千代田区に余裕があれば、自分の住んで
いるところではなくて、千代田区の保育園に預けたいということも、場合
によってはあります。

俣野委員
子育て推進課長

就労場所によるのですね。
例えば今後、0歳であれば、生まれてくるお子さん方もいらっしゃいます
ので、生まれてくるお子さんのために、その定員枠について余裕を持たせて
おくということもありますし、あるいはほかの、1歳、2歳の、歳児でも、
転入してくるお子さんも、まだまだ、住宅が着工してでき上がれば、引っ越
してお住まいになるというお子さんもいらっしゃいますので、そういう方の
ために、そういうほかの自治体の分をお受けできませんという判断になる可
能性もございます。

俣野委員
坂田教育長

ありがとうございました。
はい。
ほかにもございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この案件につきましては、報告は以上とさせていただきます。

続きまして、学務課からの報告事項です。

中国から帰国した児童生徒等への対応についてです。それと、令和元年度インフルエンザによる学級閉鎖の状況と、2件でございます。よろしくお願
いいたします。

学務課長

はい。それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。
ご案内のとおり、新型のコロナウイルスにつきましては、感染が拡大して
おりまして、これに対して、文部科学省のほうから、日々、変化に応じた通

知が来ております。実は、今日来たものが最新のものでございまして、当初は、その前のもので報告する予定でございましたけれども、急遽内容を差しかえたものでご説明を申し上げます。

まず、中国からの帰国者につきまして、この別添の3枚目の別紙1をご覧ください。そこに記載しております、まず大きくは、湖北省から帰国または湖北省在住者と接触があった児童生徒の場合と、2つ目としては、湖北省を除く中国本土、香港、マカオを含みますけれども、そこから帰国し、湖北省在住者と接触のなかった児童生徒。大きく2つの対応となっております。

まず最初が、湖北省の帰国者で、在住者と接触があった児童生徒という方につきましては、まず最初に、帰国後2週間以内に症状が出た場合については、この症状が出たという定義でございまして、37度5分以上の発熱があり、かつ、呼吸器の症状が出た児童生徒ということになっておりますけれども、この児童生徒の場合につきましては、他の人との接触を避けまして、マスクを着用し、速やかに最寄りの帰国者・接触者相談センター、これは特別区でいいますと、各区で保健所が1カ所、指定をしておりますので、本区の場合ですと千代田保健所に電話相談することになります。その場合、センターから紹介されました医療機関の受診をしていただきまして、その受診結果を聴取して、必要に応じて出席停止の措置をする形になろうと思っております。

次に、症状がない場合ですけれども、この場合は、帰国後2週間は外出を控え、自宅に滞在。厳重な健康観察を行いまして、2週間過ぎまして症状がなければ、経過観察は終了ということです。この場合は、学校は出席停止を対応する形になります。

次に、湖北省からの帰国者ではなくて、湖北省を除く中国本土から帰国した方につきましては、この場合は帰国後2週間以内に症状が出た場合につきましては、この場合は接触を避けてマスクを着用して、この場合は近くの医療機関を受けるという形になります。先ほどの場合は、帰国者・接触者相談センターということで、保健所のほうの対応でしたけれども、この2番目の場合につきましては、近く医療機関を受診する、と。その医療機関の受診結果を聴取しまして、必要に応じて、出席の停止措置をするということで、症状が出た場合につきましては、いずれにしても、出席停止をするという形をとります。

次に、症状のない場合ですけれども、この場合は帰国後2週間は厳重な健康観察を行いまして経過観察は終了ということで、この場合については、学校の登校は可能という形で、通知が来ております。

なお、武漢からチャーター便で帰国した児童生徒につきましては、2週間の経過観察が既に終了しておりますので、今回の適用はないということとなっております。

今の説明をチャートにしたものが、2枚めくっていただいたところに、別紙2とありますので、ご覧いただきたいと思っております。

にするところまでいかないものについてどうするのだろうかというところが、やはりちょっと不明確かなど。要するに、親が応じてくれれば何の問題もないのかもしれないけれども、そうではない場合も、この前もありましたよね。向こうから帰ってきて、検査を受けるのは嫌だといって2人ばかり帰ってしまったとか。そういうときはどうするのだというようなことも考えなければいけないです。

あと、もう一つは、2週間というのは、今そういうふうに言われているけれども、実際には二十何日かして症状が出たとかいうのもありますから、2週間が全然確度の高いものではないという中で、どこまでやるかということは、学校サイドから見ると判断が非常に難しいかなということで、これはこれとして、何かもう少し明快、明確な基準がつかれるといいのになと思っております。

坂田教育長
学務課長

学務課長。

確かにそういったことも懸念されますが、一方では、やはり差別につながるのはいままでの間にはありますけれども、そのどこで折り合いをつけるかというのはなかなか難しい問題だと思っていますので、そこでは保護者と子どもさんの状況を学校なり区なりが、常時それについては連絡をとり合って、ちょっとおかしいなと思えば、医療機関を紹介していただくとか受診してもらうということをやることが必要なのかなど。そうしないと、なかなか、一律に2週間で全て大丈夫ということも言えないかもしれませんので、在学者を含めて、新たに帰ってくる方、子どもさんを含めて、きちんとその子どもさんの状況を、保護者、それからもしくは医療機関とも連携をとりながら、どんな状況かというのを逐一情報を共有しながら対応する必要があるのかなと思っております。

坂田教育長
中川委員

中川委員。

やはり保護者の方との話し合いとかいろいろあるかもしれないのですけれども、今のニュース、後になってやはりそうだったということが出てきている状況がいっぱいありますよね。だから、学校と保護者が話し合いで何とかするのはなくて、具体的にどういうふうにするかというのを教育委員会ではっきりしたほうがいいのではないのでしょうか。

実際に何人ぐらいいらっしゃるのですか。

学務課長
中川委員

2人です。

でも、2人いるということは、そこからどうなるかというのは考えないといけないことですよ。

金丸委員

私も、病気そのものは医者判断によらざるを得ないにしても、要するに、中途半端に大丈夫だよと言って、症状が出たということになると、やはりあの子に近づいちゃいけない、みたいな話が出てきて、同じようにして、こっちの子も同じではないかというふうな形で、いじめは発生していくのだと思うのです。その、いじめを発生させないためにということを見ると、もっと明快に、いついつの時期までは学校に来てはいけない、そこを超えた

ら、絶対大丈夫なのだというようなところでやっておかないと、子どもたちだけではなくて、親のいじめの気持ちが結果として発生する原因になるのではないかという怖さを感じます。

中川委員 やはりそういうきちんとした形をつくることは、人権問題以前に、それも含めて人権問題ではないかと思うのですけれども。

坂田教育長 はい、わかりました。

確かに現場の判断に任せます的なものは、この機会に1回整理をして考えてみたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

その点については、一回持ち帰らせていただきます。

金丸委員 もう一点だけ。この場合の、例えばSARSや何かは、特定疾患の1類に入られているのではないですか。今回のこのウイルスに基づく肺炎というのは、1類、2類、3類のどれに入っているのでしょうか。

坂田教育長 学務課長。

学務課長 1月31日の文科省のほうの通知に基づきまして、新型コロナウイルスは、指定感染症への指定というものがされました。それに基づいて、実はこれは第1種感染症として指定されましたので、これに基づくと、学校保健安全法に基づく、治癒するまでを出席停止とすることができるということになりましたので、インフルエンザの場合は5日とかとありますけれども、第1種の場合ですと治癒するまでという形になり、出席停止期間が長くなるというか、それが可能になるということで文科省から通知が来ております。

金丸委員 誤解がないようにと思って確認ですけれども、今、治癒するまで出席を停止することができるとおっしゃったけれども、治癒するまでは出席停止にしなければいけないのではないですか。

学務課長 いえ、できる規定です。

金丸委員 だとすると、余計また、そこで問題が起きそうですね。

学務課長 ただ、学校の判断としましては、そういったことがあって、危険性があるし、やはりそれについてはご理解していただいて、出席はその場合ではしていただかなくて、ご自宅で療養なりしてもらおうという。また、そのためには医師なり医療機関の意見を聞きながらということで、学校も、そうしないとなかなか難しいと思いますので、当然、受診した機関との中身は確認して、そういった判断をしていただく形になろうと思います。

坂田教育長 はい。それでは、対応について明確な考え方を整理する必要があるということでございますね。わかりました。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、次の元年度のインフルエンザですね。学級閉鎖状況をお願いします。

学務課長 次はインフルエンザの学級閉鎖の状況でございますけれども、実は12月24日に一度ご報告申し上げました。1から6番までがそのときの状況でございます。その後、1月17日から1月18日にかけて、和泉小学校のほうで

学級閉鎖が発生しております。例年ですと、これからがピークになるところですけれども、実は先ほどの新型コロナウイルスの防止というか予防に伴いまして、実は全国的にインフルエンザが昨年と比べるとかなりおさまっているという、そういう傾向がありますので、今回は和泉小学校の1つ、1校だけが学級閉鎖となっております。

また随時、これが起きた時点で、この当委員会ではご報告申し上げます。

坂田教育長 はい。という状況だそうです。

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 コロナウイルスの関係で、マスクが手に入らなくなってきているのではないですか。それを、学校単位で確保するという動きは可能なのでしょうか。もし可能だとすると、1つには、インフルエンザに対する対策もあるし、1つは、今のコロナウイルスに対する対策もあるけれども、さらに、もう既に、花粉症も始まっている。これに対する対策でも、マスクそのものはいずれも必要なのです。ところが、今の日本、特に東京の状況だと、マスクは手に入らない。こういう状況は、子どもたちにとって非常にかわいそうな状況かなと。それに対する対策は何かできないのかという希望的な意見です。

中川委員 できたらいいと思うのですがけれども、マスクといっても、形とか、それからサイズによって、全然違うのです、一人一人。それをどういうふうにするかというのは思います。

坂田教育長 はい。実は防災の備蓄の関係で一定数ありますよ、ただ早い者勝ちです、必要なところは手を挙げてください、みたいなことはあったのですがけれども、しかしこの、使い捨てのマスクで一回きり渡して、それでこのシーズンを乗り切れるわけでも何でもなくて、1日、2日はつけて意味があるのかとも思っています。要するに、常時子どもたちに着用させるような数を入手することは、今、困難ですよ。実質的にはできない。というような状況でございます。

生産も、基本、中国のほうの工場で行っていたらしいのですよね、日本のメーカーであっても。中国本土で相当使うということもあって、日本には入ってこない。諸外国から日本に、全国に来て、どこでも手に入らないような状況です。ただ、相当の勢いで生産をしているというのも一方ありますので、もうしばらくすると流通するとも思います。そのため、早急に手を打つという方法が実はないというふうに思っています。

ですので、できればそうしたいのですが、そういう状況にはないということでございます。よろしいでしょうか。

ほかにご意見ございますか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、本件の報告は以上とさせていただきます。

続きまして、指導課から、中学校東京駅伝大会の競技結果についてでございます。お願いします。

主任指導主事

はい。主任指導主事です。

先日2月2日、第11回中学校東京駅伝大会が行われました。そちらに本区からも男子チーム、女子チーム、参加いたしました。全50チーム、50区市町村参加いたしました。女子は49位、男子は50位、総合50位ということで、今年はこの結果となりました。ただ、練習のときよりも、それぞれタイムは伸びたということですので、一人一人の頑張りはそこに反映されたのかなというふうに思っております。

この大会につきましては、来年度の第12回をもって終了ということもアナウンスされておりますので、また最終回に向けて、しっかりまた取り組んでいきたいと思っております。

報告は以上です。

坂田教育長

はい。ということで、来年で一応おしまいなのです、中体連の競技大会。それで、今回も、私も競技場へ行きましたけれども、23区と多摩の、今は何市。26市ですか。27市。50チームで最下位でございまして、男子が50位、女子が49位ですか。というぐあいの結果で。昨年も最下位でしたか。トータルで最下位でしたか。

主任指導主事

そうです。

坂田教育長

残念な結果ではあるのですけれども。来年、もう一年あるので、最後、有終の美を飾ってもらえればと思います。

ということです。よろしく願いいたします。

引き続きまして、九段中等から学校適性検査の結果でございまして。よろしく願います。

副参事（特命担当）

経営企画室長です。

前回の委員会で応募状況をご報告しましたけれども、2月3日に適性試験が行われまして、その結果がごらんとおりになっております。

区分A、千代田区民が、40人のところを男子が92人、女子が86人というような形で、そして区分Bについては、同じく40人、40人ですけれども、男子220人、女子291人というような形で、こういう受検倍率で、受検率といたしましては94%という状況になっております。

それで、先日2月9日に発表いたしました、入学の受付を既に、10日のお昼をもって終了いたしました。

結果としては、40人ずつの各応募なのですけれども、お昼の、現時点で区分Aの男子が5名、そして女子が3名、Bが、男子が4名、女子が3名の、辞退者が出たというような状況で、18日に向けて、18日が最後、最終なのですけれども、今、繰り上げ合格のご案内をしているというような状況になっております。

それで、この裏面は、3年間の、こういった受検倍率になっていますというような形です。

報告については以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

副参事(特命担当) ということです。九段中等の適性検査の受検が終わりまして、倍率的に言えば、昨年とそう変わらないのかと。区民の倍率が若干ふえて、区民枠のほうがですよ。

副参事(特命担当) そうですね。区民枠が昨年、男女で2.13倍が2.223倍、そして、一般、Bが、6.39はそのまま同じというような状況になっています。

坂田教育長 ちなみに、ほかの都立の10校の中等教育学校については、この一般枠ということで、Bに当たるわけなのですけれども、全校平均で受検倍率は5.47倍という形になっております。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

俣野委員 これは、5.47は男女の平均ですか。

副参事(特命担当) はい。男女合わせて。

坂田教育長 はい。それはうちの6.39だということですね。ちょっと。はい。ということでございます。

俣野委員 ということは、あれですか、中学の入試というのは、もう、ほぼ全部終わっているのですか。道府県というか、近隣の県。二次募集とか三次募集というのは、まだあるのですか。そちらへ流れるということは、もう。

副参事(特命担当) 都立は、大体2月1日からで、もう終了しているとは思うのですけれども、私立とこちらが受かったことを踏まえると、辞退者が約1割というような感じです。

坂田教育長 はい。ということですね。ありがとうございます。

坂田教育長 よろしいですね。

(な し)

坂田教育長 はい。

坂田教育長 それでは、報告事項は終了させていただきます。その他事項に入ります。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(2月20日号)掲載事項

坂田教育長 行事予定表と広報掲載事項です。よろしくお願いたします。

子ども総務課長 子ども総務課長です。それでは、行事予定表からです。

本日、教育委員会定例会です。2月13日、明日から神田一橋中学校2年生スキー教室が、15日まで行われます。

それから、14日金曜日、いずみこども園で研究発表会がございます。

それから、裏面に行ってくださいまして、2月25日火曜日、教育委員会定例会。

それから、2月26日、水曜日ですけれども、文部科学省で、麴町中学校の研究発表会がございます。

それから、3月2日が科学教室。

3月7日、九段中等教育学校卒業式、3月8日、神田一橋中学校通信課程の卒業式です。

それでは、広報原稿につきましては、例年の広報ということで、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上です。

主任指導主事

すみません。1点、訂正をお願いいたします。

同じく2月14日、研究発表会、いずみこども園なのですが、保育観察、12時30分からでございますので、1時間早めていただければと思います。よろしくをお願いします。

坂田教育長

はい。何かございますか。

(なし)

坂田教育長

教育委員からの情報提供がございましたらお願いします。

中川委員

では、ちょっとそれほど難しい話ではないのですが、世田谷区では中学3年生に、全クラスに新聞を配って、それで新聞を教材にして勉強するということを始めたということで。

坂田教育長

全学校で。

中川委員

全学校で。だから、全学校といっても中学3年生。

俣野委員

普通の一般紙。

中川委員

はい。5紙ぐらいありますよね。それを順番に使ってみたいなことらしいのです。そのようなことがありました。

それで、あと、子どもの権利条約の採択20周年というので、ドイツでもって、世界の記念の大会が開かれたらしいのですけれども、町田の子どもが行ったようでして。そこでギニアの子が、国にワクチン接種を要望してそれが実現したということで、日本でもやはり自分でもって行動していくべきだということを発表したという子がいたということで、ニュースになっていました。

子どもの力というのを大人が認めてあげないといけないかな、応援してあげないといけないかなというのを感じるの、やはりそういうふうに、子どもから出てきた意見とか何かは、なるべく尊重してあげたいというふうに思いました。

坂田教育長

ありがとうございます。

子ども支援課長

いいですか。教育委員の先生方が保育園のほうの卒園式に出ていただけるというお話をお聞きしまして、ありがとうございます。ちょうど4園なので、3月14日なのですけれども。

中川委員

3月14日。

子ども支援課長

はい。まだ、ちょっと案内とかはできていないのですが、もしどこかご希望の園がありましたら、そちらでも結構ですし、こちらで割り振らせていただいても結構なのですけれども、2月25日あたりには各園からのきちんとご案内をお渡しできるかなと思うのですけれども、ちょうど教育委員会がありますので、よろしいでしょうか。

金丸委員	土曜日ですか。
子ども支援課長	土曜日です。ご希望がありましたら、この後おっしゃってください。
坂田教育長	はい。では、これはよろしいですね、ほかに情報提供は。 (なし)
坂田教育長	はい。 以上をもって、本日の日程を終了いたしました。定例会を閉会します。ありがとうございました。